

# 就労継続支援 A 型（雇用型）

企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

## 対象者

企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）。具体的には次のような例が挙げられます。

1. 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
2. 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
3. 企業等を離職した方など就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

## サービスの内容

- 生産活動その他の活動の機会の提供（雇用契約に基づく）
- 就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練
- その他の必要な支援